

旗本領の構造

—その相給形態を中心に—

若林 淳之

【要約】 幕藩体制史の研究の中で遅れている分野の一つが旗本、あるいは旗本領の研究である。なかでも旗本領の研究は史料の制約もあって、組織的研究が困難な領域の一つであるといっている。けれども最近になって漸くそうした領域の研究もすすんで来て、多くの勝れた業績に接することができるようになったが、旗本領の研究に経験のある人々ならば誰でも知っている、一村を二人あるいは数人で支配する、相給(分給)の村のあることに気付くのであるが、実はこの相給や分給の村々の実態は必ずしも十分にとらえられていないので、こうした点を理解する若干の史料の紹介をかねて、そうした村に展開する政治支配についての問題の所在を考えようとしたのが、この小論の意図である。御批判いただければ幸である。

史林 五二巻四号 一九六九年七月

はじめに —問題提起にかえて—

鈴木寿氏は、寛政年間のものとして推定される「国字分武鑑」(内閣文庫所蔵)の分析を通じ、旗本の知行形態について論じて次のようにいっている。^①

旗本の知行形態には地方・切米・現米・扶持の四形態があり、それぞれの総数は、地方取が二二六四人(四四%)・二六二万七五〇〇石余(八一%)、切米取は二八三六人(五六%)・六二万

一五、二五俵(一九%)、現米取は七二人・現米四七〇八石、扶持米取は三三人・七二五人扶持である(以上、何れもが扶持を除く)。つまり旗本総数五二〇五人のうち四四%が地方取、五六%が切米取で、切米取がやや上廻っているが、総知行高は地方取の八一%に対して、切米取の一九%と格段の差である。したがって、旗本の中軸は量質共に地方取り地頭にあつたとみられよう。というのである。

このように、旗本の中軸が量質ともに地方取であつたと

すれば、この地方取の旗本の支配をうける、旗本総知行高の八一%・約二六三万石に達する幕藩体制下の村々は、彼等によって、どんな支配をうけていたのか、その興味のあつまる場所であるが、かかる村々の研究については、最近では鈴木氏の「旗本家法について」をはじめとして、古くからも研究者の関心をあつめ、渡辺一郎氏の「徳川一直参の家政改革」とくに金主との関係を通して見たる」や、山口徹氏の「幕末期の旗本財政」、川村優・海保四郎氏の「旗本領の性格」、あるいは川村氏の「旗本石河氏の財政再建策」をはじめ、多くの業績に接することができるし、筆者も「幕藩制社会崩壊期の旗本領―旗本秋山安房守の場合―」や、「旗本領の研究―井伊谷五近藤を中心に―」^⑦、あるいは、「寛政改革と旗本領」^⑧などの中で、旗本たちによって支配をうけていた村々の動きについて若干の考察をしたことがある。

ところで、旗本たちによって支配をうけていた幕藩体制下の村々といつても、旗本総知行高二六三万石余を構成する中には、一人の旗本によって一円的に支配をうけていた村々が、数の上からは圧倒的に多くなつてはいるが、中

には二人・三人、いやそれ以上の旗本その他の領主による支配をうけている場合の村々があつたことは周知のことである。一村が二人以上の領主によって支配をうけるといふ場合、その領主が旗本ばかりではなく、幕府と旗本、旗本と大名、幕府と大名などいろいろな場合があり得るわけであるが、こうしたいわゆる相給の村、あるいは分給の村々も相当数にのぼつていた筈である。ところがこうした相給の村々が、例えば旗本たちによって、どのような支配をうけていたのか、という点になるとこれまでではそうした村々に対する領主支配の貫徹の度合いに関する研究は余りにも少なかった嫌いがあつた。とはいつても、こうした相給の村々に対する領主支配の様相についての考察や、検討が全くなかたというわけではなく、若干の問題は提起されていた。即ち新見吉治氏の整理によると、中井信彦氏の「九十九里近世史の若干の問題点」^⑨をあげ、中井氏が分給付を受けた下級旗本の知行権の内容についてその問題を提起しつつ、一步すすんで中井氏は「一円知行の場合と分給（相給）筆者」の場合とによって、知行権に相違があると推測されているようにうかがわれる」といつて、中井氏のこ

の問題に對する立場を推測しつつ、またこれにかかわつて新見氏は、「私は大胆に、天領も大名領も旗本領もともに土地支配權には差別がないのが原則であつたと考えるものである」^⑬といつて、原則論から中井氏とは對立する考え方を示しているように思われる。

けれども中井氏の問題提起に對する、新見氏の見解が對立的状況にあるとはいつても、広く相給の村々や、分給の村々の實態を十分とらえられての上での對立ではないと考へられるから、これらはいずれも現狀における問題提起の域を出るものではなく、むしろこうした問題提起を起點として、改めて旗本領などの場合において象徴的に見られる、相給Ⅱ分給の村々の實態的な考察から検討をすすめていく必要のある問題であるように思われる。とりわけ新見氏が提起しているように、「一村分給の場合、一村内田畑の地味の品等があつて、一筆毎に上中下の石盛がちがつている。幕府や藩の知行給付は机上の勘定で、何某に何村の内何石何斗何升何合何勺・何村で何石何斗何合何勺と零細な端数を割り出して、合せて何千石・何百石と整数を算出している。いよいよ給主(地頭)に割渡された結果は、郷帳に反

別・石高も記載され、村別の地図を作製されて、村役人の手にも代官所の手にも保存されていた。現代の土地台帳に當るものが公文書として残されている筈であるが、この台帳が史家の眼に触れるものが少ないのは、学界のために遺憾である」^⑭(傍点筆者)と。一村分給Ⅱ(相給)にかかわる研究・調査の問題点については、まさに共感を覚えるところである。そうして新見氏が更に指摘して居られる「僅かに遺つているものを見れば、一村内相給主數人の知行田畠が竝模様のように分散し、給主一人一人についてまとまつた一地区を形成していないことを知る」^⑮と。相給の村々の一つの実態について触れているわけであるが、こうしたこともたしかに一つの場合であらうが、果してこれで相給の村々の説明は十分なのだろうか。なお詳細に具体的な事例の検出と検討が必要である。

ともあれ、ここでは幕藩体制のもと旗本たちによって展開される、村落の相給支配と、その中で展開される領主支配、あるいは知行權の本質を理解することを目的としながら、そのための前提として、旗本支配のもとに示された、その領地の相給形態の實態について、出来る限りその多く

に触れていこうとするものである。そのことによって、これまで必ずしも十分にその構造について考えられて来なかった、幕藩体制社会の一つの基盤についての解明への基礎的作業として考えたのである。

- ① 鈴木寿氏「旗本家法について」『史料館研究紀要』第2号
- ② 鈴木氏 同右
- ③ 渡辺一郎氏「徳川一直参の家政改革——とくに金主との関係を通して見たる——」同氏編『幕臣岩瀬氏関係史料』
- ④ 山口徹氏「幕末期における旗本財政」『社会経済史学』二八卷二号
- ⑤ 川村慶・海保四郎氏「旗本領の性格」『九十九里史学』创刊号
- ⑥ 川村慶氏「旗本石河氏の財政再建策」『九十九里史学』第二号
- ⑦ 拙稿「幕藩制社会崩壊期の旗本領——旗本秋山安房守の場合——」『静岡大学教育学部研究報告』第一四号
- ⑧ 拙稿「旗本領の研究」同右書第一六号
- ⑨ 拙稿「寛政改革と旗本領」『日本民俗社会史研究』所収
- ⑩ 新見吉治著「旗本」九八頁〜九九頁
- ⑪ 中井信彦氏「九十九里近世史の若干の問題点」『九十九里史学』第二号
- ⑫ 新見氏『前掲書』九八頁〜一〇〇頁
- ⑬ 新見氏『前掲書』九二頁

I 相給の村の成立

——豆州賀茂郡和田村の場合——

相給の村の成立、つまり一つの村が分郷して二人以上の領主の支配地となるとき、それにはどういう手続き経過を

経ていくのであろうか、興味のあつまるところである。そうした一つの場合として、文化八年（二八一）になって葦山代官領の一部が分郷となって、いわゆる相給の村となった豆州賀茂郡和田村（現伊東市）の場合について見よう。

この村は小田原藩領や石見浜田藩領を経て、葦山代官領となった村であった^①。村高も一八四石一斗七升五合と規模の小さい村であったが、天和年間（一六八一〜一六八三）には、廻舟・天当舟・伝間（馬）舟など一八艘を持っていた^②というから、単に農業生産のみによって支えられていた村であるというよりも、漁業あるいは海上の稼によっても支えられていた村であった。

文化八年一〇月、これまでしばらくの間、葦山代官所の支配をうけて来たのであるが、その一部にあたる四四石九斗一合四勺を、大久保久米助に分郷するということがおこっていた。この分郷を村人たちがどのようにうけとめたのか、そうした動きを知る史料がないので明らかではないが、さまざまな曲折があつたであろうと推測され得るものの、この年の一〇月には、和田村に住む一一四名の百姓は連署して、分郷についての取極メ堅証文を作製していた。この取極

メ堅証文についてその内容を見ると、次のとおりであった。

差上申堅証文之事^⑤

一、当村高百八拾四石老斗七升五合之内 四拾四石九斗壹合四勺此度大久保久米之助様御知行所分郷ニ罷成 依之 右石高ニ応シ百姓小前分ケ可被仰付候ニ付 村中一統相談之上取極仕候 左之通ニ御座候

一、百姓分ケ方之儀ハ陋取ニ仕落聞之銘々御知行所百姓之積リ一、諸勘定合ハ勿論 勤役等其外不限何事 御料御私領之無差別一畝之割合ニ可仕議定之事

一、村役人之義ハ御引渡相濟候上ニ而 是非兼帯之積リ願上可申事

一、心得違之やから有之 御料之百姓 御知行所之百姓杯と申隔テ 万一口論等仕候者於有之ハ 縦令酒狂之申立仕候とも 殿敷村仕置可申仕候事

右之条々堅く取極メ仕候上ハ 聊違背仕候者一切無御座候 依之 惣百姓連印差上申候処如件

文化八年

未十月

○以下ノ百十六名ノ連印差出書ヲ便宜三段ニ組ム、但シ黒印ハスベテ省キ、コ、ニ示サズ

庄 八 七郎左衛門 利兵衛
庄左衛門 与兵衛 清兵衛

半五郎	重藏	甚助
此右衛門	源助	利八
惣吉	茂七	武右衛門後家
庄五郎	佐治右衛門	弥八
九兵衛	長七	浅右衛門
吉藏	太治右衛門	政右衛門
吉兵衛	惣右衛門	長左衛門
佐助	定吉	とも
文治郎	喜兵衛	半助
三郎兵衛	七兵衛	利兵衛
茂平治	縫右衛門	幸左衛門
六右衛門	房部 佐右衛門	銀藏
治郎吉	文藏	文治
喜八	文右衛門	栄吉
平兵衛	幸八	清八後家
兵左衛門	久七	清吉
惣助	甚右衛門	弥助
栄藏	重助	重藏
たき	常右衛門	平吉
藤五郎	清右衛門	藤助
半右衛門	市郎右衛門	磯右衛門

吉郎右衛門	善六	宗兵衛
藤四郎	吉十郎	八左衛門
助七	藤七	治郎兵衛
要右衛門	忠右衛門	藤八
嘉助	兵八	直七
弥七	善七	伊助
茂助	由右衛門	忠助
丈助	茂助	庄右衛門
茂左衛門	幸七	茂兵衛
与助○甲ナシ	忠右衛門	太左衛門
元八	喜代八	善六
与兵衛	宗助	源八
きよ	半右衛門	徳右衛門
久兵衛	覚右衛門	平助
庄兵衛	兵治郎	藤左衛門
忠兵衛	惣七	
御名主	新左衛門殿	
組頭	重左衛門殿	
百姓代	助右衛門殿	

とあって、先述せるように和田村高一八四石余のうち、四
四・九石余を分郷し大久保久米之助の知行地にわたすこと

になった。知行地にわたすためには四四・九石余を村高から分筆するだけではなく、その石高に応じて百姓も分けるようにと命ぜられたとしていた。けれども百姓も石高に応じて何人かを分けることはいろいろ問題があったのだろう。この問題について村中で相談をした結果、つぎのような四点を申しあわせ、且それを厳守する条件で、分郷を実施しようとしていた。つまりその四点というのは、

(一) 百姓分けは鬮引で決定し、落鬮の者たちが大久保久米助知行所の百姓となること。

(二) 年貢納入その他さまざまの勤役をはじめとし、何事に
よらず、御料・天領と私領の百姓の差別のないように、
平等に割賦するべく村中として確認しておく。

(三) 村役人については、村高の分筆と、百姓分けが決定し
大久保のところに行地の引渡し完了したところで、
本郷と分郷、ともどもこれまでの村役人が兼帯できるよ
うに願うべきであること。

(四) 心得違の連中が居て、御料の百姓、知行所の百姓など
と違ってわけへだてをしたり、仮にもこれにかかわって
口論などがあってはならないし、たとえ酒の席であろう

とも、あるいは酒に酔ったからだなどといって弁解しても、きびしい村の仕置をするであろうこと。

などの四点を申し合せ、取極めて、これを厳守するという誓いをこの村中の堅証文にあらわしていたのであった。

このように、和田村が相給の村になろうとするとき、あえて以上の四点にわたる村中での取極めを内容とした、ものものしい堅証文を作製していたのは、村が相給化することによって生ずる、百姓たちの利害得失について、未然にこれを防止しようとして意図されたものであることは明らかである。

すなわち分郷によって天領の農民から私領の農民となることを好まない村人の多い中で、これをあえて運命づけようとするのが圖による撰択であったし、またこれまで天領であった和田村の一部が私領に移ることによって生ずる、年貢諸役の相違や不平等を克服して平均化の要求、あるいはこれを具体的に保障する手だてとしての村役人兼帯の要望、あるいは村内において御料百姓、私領百姓の差別を如何なる場合においても禁止するなどは、まさにそれであって、しかもこれらの条項の一つ一つは、これまで相給を經

験していた村々の事実在即して成文化され、そうした事実を克服しようとしていたものであったろうことは推察できるのである。

このような堅証文によって見る限り、単一支配の村方と、相給支配をうけていた村方とは、中井氏が提起しているように知行権の相違^④、換言すれば領主支配の恣意の展開は、おのずから相違があり、制約があったろうことは明らかで、新見氏の大胆な見解^⑤は原則論としては理解されえても、事実には若干の相違のある見解といわざるを得ないのである。

こうして堅証文を成文化することに成功し、かつ村内百姓の承認を得た和田村の、百姓分けや、あるいは村役人の兼帯要求はどうなったのであろうか。文化八年一〇月和田村藤左衛門ら二〇名は、つぎのような御請証文を提出していた。

差上申御請証文之事^⑥

一、私共落圖ニ付大久保久米之助様御知行所百姓に被仰付承知仕候 然ル上者前書取定之通り 万端御取斗ひ被下候旨 是又承知仕候 依之 御請印形差上申候処如件

文化八末年十月 ○以下ノ連印便宜二段ニ組ム

藤左衛門 ⑨	庄兵衛 ⑨
平助 ⑨	角右衛門 ⑨
兵治郎 ⑨	常右衛門 ⑨
市郎右衛門 ⑨	清右衛門 ⑨
弥七 ⑨	たぎ ⑨
幸右衛門 ⑨	とも ⑨
佐助 ⑨	文治 ⑨
喜八 ⑨	庄藏 ⑨
吉兵衛 ⑨	政右衛門 ⑨
太治衛門 ⑨	吉兵衛 ⑨

と。藤左衛門ら二〇名は、先に見た堅証文のような圖で、落圖になったため大久保久米之助知行所の百姓になることになったので、それを承認するとともに、先の堅証文の条々を確実に取はからってくれる事を前提に、御請証文を提出するというのであった。かく困難な百姓分けも、とにもかくにも実現を見たのであるが、それではこの百姓分けにともなって和田村百姓たちが連名で申し合せた条項は、果して実現されたのであろうか。少くとも要求項目のうちの一つである、村役人兼帯要求については、

申渡覚⑩

一、米老俵 名主 新左衛門 江
 右者此度和田村之内 大久保久米之助知行分御被仰付候に付
 名主之儀兼帯被申付候間 久米之助方より名主為給米 右之通
 被下置候 尤 来申年より年々被下候間 其段可被相心得候

外ニ

一、玄米貳斗宛

組頭 十左衛門 覚右衛門

一、同 壹斗五升宛

百姓代 助右衛門 定吉

右之通 来申年より年々被下置候間 其段可被相心得候 此段
 申達候 以上

文化八年十一月十八日

大久保久米之助内
 飯島 半平 ⑨
 本家差添
 池田 理右衛門 ⑨
 和田村
 名主 新左衛門殿

とあるように、文化八年一月になって分郷の新領主大久保久米之助の家臣飯嶋半平と、本家差添の家臣池田理右衛門とによって、これまで和田村の村役人であった、名主新左衛門・組頭十(重)左衛門・覚右衛門・百姓代助右衛門・

定吉らに、それぞれ給米を与えて兼帯を依頼していた。これによって和田村百姓たちの要求の一つは実現したのであるが、ともあれこのような経過で、相給の村は成立していたのである。

いっぽう、年貢諸役の負担の平均化については、この和田村では相給の村となったという事実を前提として、出来る限りこれを有利に利用していたという事実をあげなくてはならない。即ち文化九年二月、この村の村役人たちは、大久保久米之助の役人たちに対してつぎのような願書を提出していた。

乍恐書付を以奉願上候^㉔

一、当村方御年貢御物成之内 三分之貳永納之分 先年大久保加賀守様御領分之節々松平周防守様御領分迄へ 毎冬御米御私御直段ニ付金納被仰付候所 其後江川太郎左衛門様御支配ニ相成候而々三分一御直段と号 格別之御高直段を以金納被仰付候ニ付 前々御私領之通 時之御相場ニ而代永御上納仕度旨奉願上候得共 御聞濟無之間 右三分一御直段を以是迄御上納仕来候処 今般当御殿様御知行所に被 仰付候ニ付 又候右之段乍恐奉願上候 何卒前々御私領之通 前書ニ申上候御年貢穀高之内 三分貳永納之分ハ 当申之御物成ハ 年

々時之御相場を以金納被 仰付候様奉願上候 左候ハ、百姓前御年貢皆濟之義 一段出精可仕と奉存候間 格別之御慈悲を以 右願之通被仰付被 下置候へ、難有仕合ニ奉存候

以上

豆州賀茂郡和田村

文化九申年二月

百姓代 助右衛門 ㉕

組頭 重左衛門 ㉖

名主 新左衛門 ㉗

安西丈右衛門様

石井 官治様

黒沢 奎助様

と。この願書は、この村の年貢納入方法の中には三分之貳永納という伝統があつて、これはかつての領主大久保加賀守や松平周防守の時代にはこれが採用されていた。その方は毎年冬の御米御私直段を標準として決定され、金納で納められていた。ところが葦山代官の支配をうけるようになると、これが三分一御直段という方式に変わり、その基準も特別高い米直段を基準として金納させられるようになった。したがって標準直段を基準とするよりは時価を標準とするように歎願したけれども許されなかった。けれども今

度殿様（大久保久米助）が和田村の一部の領主になったことでもあるので、その私領時代の三分二永納方式、つまり時価標準の収取を実現してほしいと、その役人たちに願ひ出たものであった。

つまり大久保の私領分でそれが実現すれば天領のそれにも変更を求めようという含みを内蔵していたものであって、明らかに相給という新しい事実を年貢納入などの場合に極力これを利用しようとしていた事実を示すものであった。

また、そうした事実を利用しようとしたのは、年貢納入という場合だけではなかった。文化一二年二月、和田村の役人たちの願書を見ると、

乍恐書付を以奉願上候事^㉑

一、豆州賀茂郡和田村名主新左衛門 組頭助右衛門 百姓代角
右衛門奉願上候は 当村田畑猪囲ひ大破におよび 並去成御
年貢御上納ニ差支 彼是金子入用に付 同国葦山御代官所に
て御貸附金五拾両也拝借仕度候間 何卒御上様御慈悲を以
御奥印被下成候様奉願上候 右願之通御聞濟被下置候は、
村中一統難有仕合に奉存候

文化十二年

豆州賀茂郡和田村

以上

亥二月

名主 新左衛門^㉒

組頭 助右衛門^㉓

百姓代 角右衛門^㉔

石井官治様

黒沢奎助様

と。この村の田畑猪囲ひが大破し、このため年貢納入にも差支えがあるので、これを修復したりする費用など、彼是五〇両の金子を葦山代官所から借りたいと思うが、そのための大久保久米之助の奥印がいただけなのだろうか、その役人に願ひ出ていたもので、これも先に述べた事実にあたるもので、相給の村という特異の支配の状況がかもしれした、新しい村の動きであった。

このように、相給の村の成立する事情と、それにまつわる相給の村に新らしく展開する政治支配の状況の中における対応の一つの場面を理解することができるのである。

この場合注意しなくてはならないことは、この豆州賀茂郡和田村が相給の村となったのは文化八年と、幕藩体制社会も漸くその矛盾が激化しつつある時期の事であったから、相給という支配状況に対応する姿勢にも、幕藩体制社会の

成立期や、それにつづく時代のそれとはおのずから異なるであろうことが推測できる。だとすれば、そうしたそれぞれの段階における相給の村の成立の事情について検討していく必要も痛感されるのである。

また、文化八年という段階になると村落共同体もその組織・構成が比較的安定していたことが予測されるのであるが、そうした中で百姓分けを含む分郷問題が、共同体にまつわる入会利用などによる利益の享受がどうなっていたのか。もちろん和田村における村役人の兼帯要求とその実現が、年貢諸役負担の不均衡を防止するという目的があったにせよ、矢張りその背景には入会権などにかかわる共同体の問題と無関係には理解することができないし、これは相給の村の成立の時期にかかわる重要な研究課題であるとも思われる。

それらの問題とともに、いま一つの問題は、百姓分けによって分郷にいく百姓が、和田村のように鬮取りによってとにかく決定されても、これにともなう土地問題は果してどうなったのか。和田村の二〇名の百姓が大久保久米之助の知行地の百姓となったとしても、彼等に帰属する土地の

総計が四四・九石余になったわけではないだろう。だとすると、ある百姓に帰属する土地は新知行地に属する部分とこれまでのように天領に属する部分とにわかれた場合もあるであろう。こうした詳細な事情については、この村では明らかにすることはできない。

けれども、以上のような和田村が相給の村となる場合の諸問題、あるいはそれによって示された今後検討すべき問題を念頭におきつつ、一般に相給の村の土地の領主別帰属の問題は、それによる百姓分けの問題とともにきわめて重要であるので、以下その問題について見よう。

- ① 文化九年「和田村役人願書」『伊東市史』資料編二二三頁～二二四頁（須美区有文書）
- ② 天和二年「和田村船年度割付状」『同右書』七九～八〇頁（同右文書）
- ③ 文化八年「和田村治外百十四名堅証文」『同右書』一一〇頁～一二二頁（同右文書）
- ④ 中井信彦氏『前掲論文』
- ⑤ 新見氏『前掲書』
- ⑥ 文化八年「和田村藤左衛門外十九名耐証文」『前掲書』一二二頁～一二三頁（前掲文書）
- ⑦ 文化八年「大久保久米之助申渡書」『前掲書』一二三頁（前掲文書）
- ⑧ 文化九年「和田村役人願書」『前掲書』一二三頁～一二四頁
- ⑨ 文化十二年「和田村役人願書」『前掲書』一二五頁～一二六頁
- ⑩ 大久保久米之助は小田原藩大久保氏の分知旗本と思われるがはっきりしない。

II 相給形態の実態

—— 相給村における 領主別土地領有の状況 ——

先に豆州賀茂郡和田村における相給の村の成立事情について一つの場合として見たのであるが、ここでは相給の村となることによって生ずる、村人たちの不安の克服のための方法、あるいは相給村化することによって生ずる百姓分けの方法など、その詳細をきわめて図式的に理解することができたのである。

けれども百姓分けに照応してすすめられたであろう四四・九石余の新知行地が、この村の中でどのように構成され区分されていったのかという点までは明らかにすることはできなかった。とはいってもこのような相給の村となることによって招来される、村内の領主別土地領有の状況を理解することは、これが旗本の村落支配という事のみにかかわらず、幕藩体制社会における村落支配一般にもかかわる問題でもあるので、これまで知り得た若干の村絵図の紹介をかねて、問題を提起して見たい。

(1) 駿河国志太郡三輪村の場合

駿州志太郡三輪村は、東海道岡部宿の南にある村で、この村にある神^{かみ}神社は延喜式にもその名を登場させる式内社でもあった。だからこの村の成立は遠く古代に溯ることのできる古い村であって、現在は岡部町に属している。

この村は幕藩体制成立期には、高四八〇石一斗五升八合（寛永八年割付、片山文書）もあって、この附近の村々の中では比較的規模の大きい村に属していた。またこの村の領主支配も江戸幕府成立以来元禄一一年までは常に天領であった。

この間徳川頼宣が駿府に封ぜられた時、あるいは大納言忠長が駿遠兩國を領有したときなどは、一時的に彼等の領地に編入されたこともあった。また幕府は、寛永年間大井川下流地帯の治水事業を推進する必要があったとき、その責任者に藤枝田中藩主水野監物忠善を登用したのであるが、このとき幕府はこの附近の天領を水野の支配に預けていたことがあったので、一時田中藩の預地になったことがあっただけだ^①。

このような支配をうけて来た三輪村も、元禄一一年（一六九八）になると、この時幕府の実施した地方直しの影響もあってか、四八〇石余の村高の大部分は駿河国志太郡・

庵原郡・富士郡下にその采地四千石が与えられた旗本石川又吉大隅守の領有するところとなった。そうしてその残りはいくまで通りの天領と定められたのである。つまり元禄一一年三輪村片山文書によると「従是分郷ニ成」とあるように、旗本石川大隅守と天領の相給の村となったのである。このように分郷されたときの双方の石高は、天領高五二石七斗四升八合三勺、旗本石川領高四三六石五斗九升七合七勺であった。^③

相給の村となった三輪村は、分郷の双方にそれぞれ村役人を置いて、村の運営にあたっていた。特に天領五二石余にはここに住む古くからの土豪片山氏を名主にし、その権威を振わせていた。このため天領であったことにもよるのだろう、「五十石様」の村として、旗本石川の領民とは意識的に差別させていたらしい。^④これは先に示した豆州賀茂郡和田村の村民が、御料の百姓・私料の百姓という差別を嫌った理由が、「五十石様」ということにはっきり示されているように思われる。

ともあれ、こうして分郷になったのであるが、分郷にあたっては五二石余の天領に残る部分が明示されなければなら

第 1 表

田畑の別	上中下の別	筆 数
田 畑 屋敷	上 中 下 上 中 下 一	6
		7
		21
		5
		12
	29	
	3	
	合 計	83

る土地は合計八三筆の田畑からなっていたことがわかる。

その内訳について見ると第一表の通りであった。この表によつて見ると、下田・下畑が圧倒的に多いように思われるが、これには特別の作為があったわけではなく、三輪村全体が下田下畑の多いところであったためである。

このように屋敷三を含めて八三筆の田畑の分布の状況であるが、図の如く三輪村全体に広がっていたことがわかるのである。もちろん分布には地域的に精疎を認めることができるとともに、用水池や用水堀の周辺、あるいは道路添いにやや密度を濃くしているのは、天領のせいであるのだろうか。

このような状態にあったのが旗本石川が主相給となつて、

らないわけであるが、その状況は、作製年月不詳の「駿州志太郡三輪村々絵図」^⑤によると、第一図の通りであった。

この絵図によつて見ると、高五二石余を構成す

天領とともに支配を展開していた駿州志太郡三輪村の場合であって、因みに天領の分郷の名主片山氏は高札場のある筆番号八二番の屋敷に住んでいた。

(口) 駿州富士郡松本村の場合

以上見た三輪村の場合が、村として成立した年代が古く、伝統的な村であった場合だとすると、駿河国富士郡松本村(これには長通村も含む)のような場合は、幕藩体制社会になって、新田開発の進展によって成立した村の場合と違っていいだろう。

駿河国富士郡松本村というのは、富士川や潤井川の形成した氾濫原の中に成立した村であった。寛永末年以来この地の代官古郡孫太夫・同文右衛門父子が富士川に堤防を構築し、洪水の危険が除かれるようになって、急速に開発のすすんだ加島平野の北辺にある村であった。^⑥(現在は富士市に属し身延線堅壩駅付近)

この松本村・長通村は、「駿河国高付帳」^⑦や、「富士郡誌」^⑧などによると、旗本四人による相給の村となっていたことが伝えられている。つまりその四人というのは、日向小伝太・高木主水正・松平采女・内藤駒次郎らであった。これ

ら四人のそれぞれ支配する石高は、

分	一五〇石五斗三升六合	日向小伝太
松本村	七七石七斗四升三合	高木主水正
通分	二六石三斗八升四合	松平采女
長村	一〇四石一斗一升	内藤駒次郎

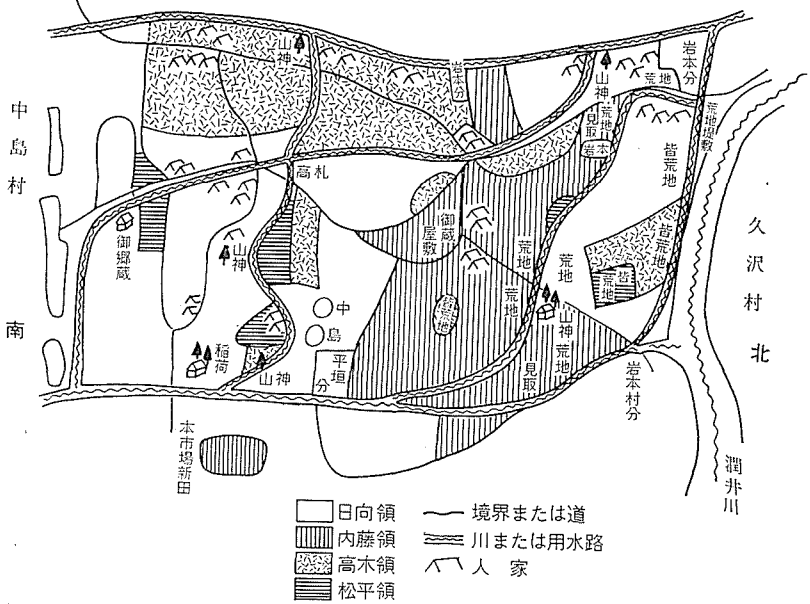
となっていた。^⑨

こうした各旗本の知行高は、これが松本村や長通村の中でどのように分布し、存在していたのかを示すのが第二図の絵図面である。^⑩この絵図面も年月不詳であるが多分幕末に近い頃作製されたものであろう。

これによって見ると、表現も程度の問題ではあるが、それぞれの領主の領地が複雑にからみあいつつも、面的に分割されていたことがわかる。その場合、常に荒地化する危険のない場所に比べて、荒地化の危険の多い場所ほどその入組状態は複雑であったということが指摘できそうである。それにしてもある場合は用水堀を限り、ある場合は道を限り、あるいはその他の目標物でその領地を分割しあっていたことがわかるのである。

この場合、この松本村・長通村で、かかる相給の村の成

第2図 駿州富士郡松本村長通村絵図 年月不詳



立過程を詳細にとらえることができるなら、こうした相給形態を示す村々の問題点を把握することができるのだが、その過程を理解されないのは如何にしても残念である。

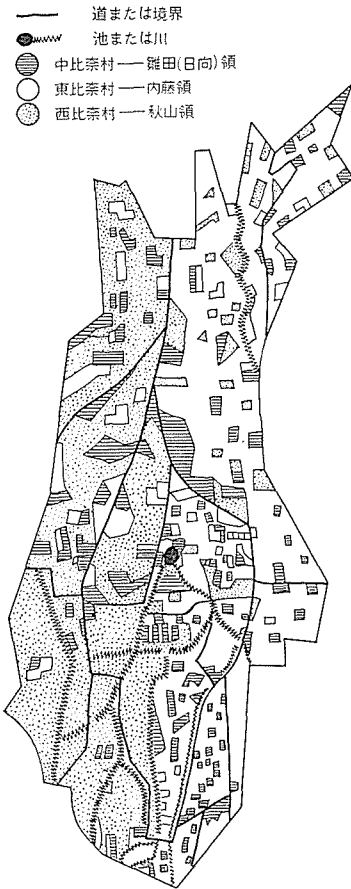
(八) 駿州富士郡比奈村の場合

駿州富士郡比奈村は愛鷹山の南西に延びる山裾と、その南に開ける浮島沼の北縁とが接する部分に発達した村である(現在の富士市比奈)。

この比奈村は、江戸中期以降の古記録文書によると東比奈村・中比奈村・西比奈村という名称で呼ばれていて、それぞれの村々には、それぞれ村役人もおかれていた。

比奈村がどのように東・中・西の三つの村にわかれたのは、この村が古くから一六三一石余の大きな規模をもっていたからであろうと思われるが、このような状況の村、つまり東・中・西に分れるようになったのは安永七年(一七七八)以来のことと推定されるが、その詳細は明らかではない。つまり比奈村が東・西・西にわかれたのが、安永七年以降だというのは、この年旗本秋山安房守は、この前年三河大浜藩主水野忠友が沼津に移封されることになったので、彼の采地である駿河国駿東郡下の村々の一部を残して上知

第3図 比奈村絵図



し、改めて富士・庵原両郡下に新采地が与えられたときの采地に、西比奈村六八四石七斗五升四合というのがあったからである。^⑩

比奈村が、このように東西とか、東中西とかいう呼称が用いられるようになるのは、どうもこの時が最初であったと思われるのである。だとすると東とか西、あるいは東・中・西が問題になるのは、以上の事実で明らかのように、この村に対する安永以降の支配の展開が、このような事実を生み出していったのであった。そうして、多分安永七年にはまず東西比奈村が成立し、やがてこの中に中比奈村が

成立していったものと思われる。ともあれこうした推移の中で比奈村は文字通り相給の村になっていったのである。

ところで先に示したこの村の一六〇〇石余の村高は、幕末期にはつぎのような領主別にわかれていたらしい。即ち安政七年の「吉原湊付村々高分並地頭姓名帳」によると、

東比奈村	高七三六石二九六	内藤駒次郎
中比奈村	高二二三石九三五	日向小伝太
西比奈村	高六八四石八五四	秋山亀太郎

とあって、その領主は秋山・内藤・日向と、いずれも旗本であって、典型的な旗本の相給の村となっていたのである。

ところで、東・中・西比奈村という名称をきけば、われわれの普通の常識からいえばそれぞれ村域が一つのまとまりを示し、明らかに一本の境界線によって東中西に区別することのできるものを想像するのであるが、果してそれはどうであったのであろうか。

明治初年東比奈村外二カ村戸長石田直行・副戸長古郡啓藏・久保田庄平・蓬生孫平らが作製した、比奈村絵図によると、第三図のとおりであった。

即ち、東・西両比奈村は南北に村域の広がりを認めることができるのであるが、中比奈村、実は図では黒の横線で示した部分であるが、これは東・西両比奈村の中に分散して入組み、まさに村域らしい村域というものを持たない村であったことがわかるのである。もちろん東・西両比奈村も、それぞれに入組む飛地をもっていたが、やはり中比奈村のそれは象徴的で、中比奈村それ自身は、全く抽象的な村であるとさえ理解できるのである。

このような村落の土地支配の実態は、まさに旗本領の相給の進展によって成立していったものであるが、残念ながらこうした土地の実態と農民とを関係づける史料が不十分であるので、それについて述べることはできない。ともあれ、以上示した(イ)・(ロ)・(ハ)の例を通じて旗本領の相給形態の実態についてその一端を理解をすべきであるとともに、
Iで述べた相給の村の成立と合せ考えつつ、改めて幕藩体制社会における、相給形態を示す村落支配の問題を考えて

見る必要があるであろう。

- ① 「三輪村取箇帳」片山文書
- ② 同右
- ③ 「嘉永七年駿河国高附帳」清水市天野家文書
- ④ 三輪村の伝承による。
- ⑤ 「志太郎三輪村々絵図」片山文書 筆者が書写したものであるから一筆毎の大きさは不正確であることを承知してほしい。
- ⑥ 『富士市史』下巻
- ⑦ 注③に同じ。
- ⑧ 『富士郡誌』富士郡役所編
- ⑨ 同右による
- ⑩ 旧地主松永氏所蔵のもの。その一部は東京都遠藤亮之助氏が継承している。従ってこの図は遠藤氏継承文書を書写した。
- ⑪ 拙稿「幕藩社会崩壊期の旗本領」
- ⑫ 「須津文書」富士市立中央図書館蔵
- ⑬ 富士市役所吉永支所々蔵文書

おわりに

以上、駿河国や伊豆国の事例を中心に、旗本領などの相給の村の成立や、相給の村の土地領有にかかわる実態について、資料提供の意味で述べて来たのであるが、全くこの問題についての解明はその端緒にすぎない。

鈴木寿氏が指摘するように駿河国も伊豆国も旗本知行所の多いところであった^①。従ってこうした地域を中心にさら

にかかる問題について検討すべきはもちろん、より必要なのは旗本知行所数の約七九%をもつ関東地方の、しかも五〇〇石—一〇〇〇石規模の旗本領についても、そうした実態的研究が必要だと思っている。

以上のように旗本領などの相給にかかわる村落の実態の研究とともに、これと平行してすすめられなくてはならぬ問題は、相給・分給支配の成立年代の相違による村落社会の動きについても理解を深めていく必要を痛感している。

即ち、先にも指摘したように、元禄一一年相給支配の村となった駿州志太郡三輪村では、天領におかれた村役人(名主)を五十石様と呼び、明らかに私領の村役人や百姓との差別のあったらしい事が理解されていたし、同様な場合として駿州安倍郡水見色村も、その詳細は明らかではないが、天領と私領の相給の村であり、ここではそのため公領百姓と私領百姓とは名称が今日まで伝承されていたのは、相給支配の展開による村落社会内部の異様な緊張があったことを推察できるのである。

このような経験が一般化していったとき、豆州賀茂郡和田村で、相給支配がはじまろうとしたとき、そうした差別

の発生をおそれて「御料之百姓」「知行所之百姓」などという差別的言辭を禁句とする措置を、村中の堅証文の中で誓いあっていたことは注目されることであった。

これらは相給支配の開知する年代による、それへの対応の相違を示すものであるが、かかる相違は、幕藩体制社会の推移に呼応してしばしば発生を見た百姓一揆などの場合、どうそれが関係をもっていたのかにかかわって興味を集るところでもある。つまり代表越訴型といわれ、惣百姓一揆型といわれ、あるいは世直し一揆型といわれる、百姓一揆の発達に関連して、いったい相給支配をうけていた村落は、どのような動きを示していたのか。

天領・旗本領・大名領などが複雑にからみあい、入組んでいた幕府膝下の関東などでは、とりわけ相給支配をうけていた村々の多かつたであろうことが想像されるのであるが、そうした事実と合せ考えて見ると、それが領主の村落支配に微妙な影響を与えていたであろうことは推察できるばかりでなく、百姓一揆の発生にも微妙に作用していたであろうことが考えられる。このような微視的な問題の検討も必要であると考えている。

いっぽう、相給支配の展開による村落社会の分裂、分化による村落共同体の動きも、これによってどんな変化があったのかも興味のあつまるところであつて、入会地の利用をはじめとした、灌漑用水の利用や、それにまつわる村落財政のかかわりなど、幕藩権力の村落支配の展開に係るさつ々、それがどういう意味をもっていたのか、問題を広げていく必要を考えている。

そうして、きわめて常識的な見通しではあるが、旗本領を含めた幕藩体制下の領主支配が、村落支配を通じて展開されようとしたとき、村落の相給形態は領主支配の恣意の貫徹に、それぞれの領主が互に抑制しあつていく中で大き

な制約と、障害を与えていたであろうことは事実であつた。これは幕藩体制という巨大な機構の中においては、きわめて小さな問題ではあるが、巨大な堤も蟻の一穴という例もあるように、幕藩権力、就中幕府権力の衰退のかけには、こうした相給の村における支配権力の事実上機能麻痺の状態にあつたことを見逃すわけにはいかないし、またその中から徐々に成長する新しい動きにも注意をはらう必要があるように思われるのである。

①② 鈴木寿氏「旗本家法について」『史料館紀要2』

なお本小論を草するにあたり協力下さつた伊東市・富士市・岡部町の方々に敬意を表します。

(静岡大学教育学部教授)

The Structure of *Hatamoto* 旗本 Territory

—with Reference to its *Aikyu* form—

by

Atsuyuki Wakabayashi

In the history of the study of the Shogunate Administration one of the weak points is the study of *Hatamoto* 旗本 or *Hatamoto* territory, which is to be considered as an aspect in which systematical study is difficult partly because of very few sources: though many works have been recently published. As whoever has studied *Hatamoto* territory knows well, there were some *Aikyu* 相給 villages (*Bunkyu* 分給) which were ruled by two or more than two lords. As the reality of these *Aikyu* or *Bunkyu* villages is not actually known, this article tries to study the political control over these villages, introducing some sources with which to understand the reality.

John Sherman — an approach to the political groups in America

by

Mikio Yamamoto

It is one of the most interesting subjects in the study of American history to make clear the structural connection between the two periods: the Civil War (Second American Revolution) and the American Imperialism. And the effective approach to the problem mentioned above seems to be found in the analysis of the groups of politicians who got to the seat of power through the Civil War and thereafter had the strong influence in the latter half of 19th century.

This article, by examining John Sherman's long public life, throws light on the some aspects as follows: that there existed the most powerful group named 'Half Breed' by its rivals, which rose among the Republican radicals whose leadership had been eminent during the Civil War,